産業建設常任委員会会議録

令和5年12月15日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)

 委員長
 成田哲男
 副委員長 湯瀬弘充

 委員 浅石昌敏
 委員 栗山尚記

 委員 舘花一仁
 委員 戸田芳孝

欠席委員(0名)

事務局出席職員

書 記 小田嶋 真 人

説明のため出席した者の職氏名

産業部長	黒澤香澄	建設部長	中村修
産業部次長 兼 産業活力課長	金澤寬樹	建設部次長 兼 上下水道課長	大 森 誠
農業振興課長	関本和人	農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長	佐 藤 寛
農地林務課長	北方康博	産業活力課政策監 兼 観光交流班長	黒澤香澄
産業活力課政策監 兼 ゼロカーボン推進室長	阿部卓也	都市整備課長	田口和宏
上下水道課技術監 兼 上下水道班長	金澤光浩	農業委員会事務局長	山﨑孝人
農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長	石木田 慎	農地林務課主幹 兼 農地整備班長	柳舘秀人
農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長	関 尚人	都市整備課主幹 兼 計画管理班長	土舘広人
都市整備課主幹 兼 道路河川班長	目 時 浩 英	都市整備課主幹 兼 建築住宅班長	小野寺 裕一
農業委員会事務局主幹	阿部 友美範	農業振興課副主幹	阿部 美紀子
農地林務課副主幹	鈴木和明	産業活力課副主幹	泉澤純
産業活力課副主幹 兼 商工振興班長	鎌 田 学	都市整備課副主幹	村木進悟
上下水道課副主幹 兼 管理班長	美濃山 伸也	農業委員会事務局副主幹	齊藤 美奈子

【開会】

○成田委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより産業建設常任委員会を開会 いたします。

【委員長挨拶】

〇成田委員長 最初に私のほうから。

今年もあと2週間ということです。今日も雪が積もっています。今年1年いろいろ、猛暑というのが一番だったんですが、その影響もありまして、果樹にしても、それから米、一等米がここ 15年間で最低の58%という県内の状況でございました。

そのほかにも、熊等の関係もありまして、皆さんいろいろと忙しい年になったのではないかと思いますが、来年も同じようなことがあると思いますので、いろいろ対策等をお願いして、また、事故のないようにしていければと思うところでございます。

いずれこれから、あと2週間ほど、事故等に、交通事故でもそこら辺ないように気をつけていっていただければと思っております。

それでは、本日の会議は、去る 12 月 1 日並びに 12 月 14 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 9 件及び陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様にお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は、 委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯し てから発言願います。また、終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願い いたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることになりますので、徹底してくださるようにお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

【所管事項の報告】

○成田委員長 初めに、所管事項の報告を受けます。

順次報告願います。黒澤部長。

○黒澤産業部長 それでは、所管事項についてご報告いたします。資料の3ページをお開き願います。 産業活力課関係の1点目、「企業立地促進条例に基づく指定事業者の指定について」であります が、鹿角市企業立地促進条例に定める奨励措置を適用する指定事業者として、11月17日付で「株 式会社ドリック」を指定しております。

概要は資料のとおりでありますが、「株式会社ドリック」は、通信機器、暖房機、船舶、農機具、 医療機器等の板金部品の設計及び製造、組立て、販売事業を展開しており、今回新たに導入するサイクルローダーを導入することで、運転が自動化され、材料の移動・積み下ろしの時間短縮・労力 軽減が図られます。また、これまで自社製造の容量を超える分は協力会社に依頼し、対応しており ましたが、それらの内製化が可能となることで、利益率のアップと受注の拡大が期待されます。 次のページをお願いします。

2点目、「くらし応援プレミアム付商品券事業の実績」についてでありますが、11月 30 日で利用期間が終了いたしました。最終購入者数は 2 万 4,481人で、対象者に対する販売率は 87.4%でした。発行枚数 24 万 4,810 枚のうち、利用された商品券数は 24 万 2,702 枚で、金額にして 2 億 4,270万 2,000円となり、最終的な換金率は 99.1%でございました。

説明は以上です。

○成田委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がご ざいましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1)付託事件の審査について

○成田委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第86号「指定管理者の指定について(鹿角観光ふるさと館)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 議案書の34ページをお願いいたします。

議案第86号「指定管理者の指定について」。

指定管理の対象施設の名称は、鹿角観光ふるさと館。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社かづの観光物産公社。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためです。

当施設はこれまでも株式会社かづの観光物産公社による指定管理を行ってまいりましたが、現在の指定管理期間が今年度末をもって終了となります。

当施設は、本市観光の拠点施設でありますので、この施設の管理者には、観光及び物産の両面に おいて先導役を果たすことが求められますが、DMO機能を有する公社からは、交流人口の拡大、 特産品の販売を通して観光消費額の向上を図るとともに、観光地鹿角の情報発信を展開するなど、本市観光のプラットフォームとして機能強化を図っていくとの事業計画が示されたことから、鹿角市の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定したものであります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、35、36 ページに記載のとおりです。

以上で議案第86号の説明を終わります。

- ○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。舘花委員。
- ○舘花委員 今の件について、少し。昨日の一般質問でございましたけれども、市長の答弁で赤字が 1億円といった内容の答弁がございました。その内容というのは、本当に1億円、どういうふうな 内容なのか、詳しく教えていただけませんでしょうか。
- 〇成田委員長 泉澤副主幹。
- ○泉澤産業活力課副主幹 1億円の内容についてですが、こちらのほう、営業利益につきましてですけれども、こちらのほうは物産だとかレストラン、そういったものの営業部分に関わるものにつきまして、おおよそ 5,000 万円というところで計上されておりました。それに加えまして、長期の借入金で 5,000 万円ということで、計1億円というような形でございます。

以上です。

- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 物販のほうで 5,000 万円、これは、5,000 万円というのは今までの累積で 5,000 万円ということですか。それとも単独で 5,000 万円の赤字になっているということでしょうか。そこは分かりますか。

その根拠を教えてもらいたいんですよね。

- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 今お答えしたものについてですけれども、繰越利益剰余金が 約マイナス 4,100 万円、いわゆる累積の分が 4,100 万円ほどマイナス。これに加えまして、長期借 入金、長期未払金を合わせると約マイナス 5,400 万円。それと前期損益修正損が約 150 万円、これ を加えると約マイナス約 9,700 万円。これが公社の第 28 期の令和 4 年 3 月 31 日現在の貸借対照表 に記載されている内容となっております。
- 〇成田委員長 舘花委員。

- ○舘花委員 長期借入金、今現在の金額は幾らですか。
- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 令和5年の3月31日付で第29期の貸借対照表によりますと、 3,981万円ほどとなっておりますので、その後返済はされておりますので、これよりも少ない額と いうことになります。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 いずれにしても、長期の借入れも若干は減ってきてはいるということで、正確な数字は 今、約1億円という、そういう数字しか出せないということですよね。長期借入れと物販のほうの 借入れ。それと未払いだとかいろいろ含めたものに関して、最終的には……そういう細かいところ まで数字は出せるんですか。
- 〇成田委員長 泉澤副主幹。
- ○泉澤産業活力課副主幹 こちらの決算書をいただいていますので、決算書で出せる範囲につきましては提出することは可能です。

以上です。

- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 同様に、第 29 期の数字を述べますと、繰越利益剰余金がマイナス 2,924 万円ほど。これに長期借入金、長期未払金を合わせると、マイナス 4,579 万円ほどとなっております。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。いずれ、昨日の市長が答弁した言葉に数字を合わせているような感じに、 私はそのようにしか思えないんですけれども、これはしっかり精査してもらって回答を出していた だくと、それは昨日約束しているので、それはひとつお願いします。

あともう1点、公社の仕入れが1割高い、こういったことを昨日言われました。その資料はありますか。

- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 まず、決算資料につきましては、議員のほうにもお配りして いるかと思いますので、その辺の市長の申し上げた数字が適正かどうかについては、ご確認いただ きたいと考えております。

また、もう一つの仕入れ値が1割高いというところの根拠につきましては、市長が昨日お答えしたとおり、公社の関係者から情報を得たということでありますので、具体的に我々のほうでその根

拠というものを今の段階で示すことはできません。

- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。まず根拠というものは示すことはできない。これは市長が答弁した、市長の言葉でしゃべったことだということで、当局としてはそこの1割高いとかという、そういう何と言いますか、整合性が取れているのかどうかという、そこまでははっきりは分からないということですね。
- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 基本的に仕入れというのは、業者さんが希望小売価格に対して何%で仕入れるかということになると思うんですけれども、それが例えばスーパーと比べてどうなのかとか、そのような議論だとなかなかそれは比較のしようがないのではないかなというふうに私は考えております。(「はい、分かりました」の声あり)
- 〇成田委員長 栗山委員。
- ○栗山委員 質問ではありませんけれども、かづの観光物産公社にこの業務を任せると。業務内容から言っても、ほかでも募集もしていませんから、物産公社の業務内容、やり方について一切異論はございません。ただ、やはり一連の2日間の一般質問のやり取りを皆さんも聞いていたと思うんですが、やはり人事の件、これが今のところはっきりしていないと。そういう状態でこういうものを通すのはいかがなものかと。要は反対とかではなくて、今の段階ではもう少しそこを、社長解任のあたりの問題を解決した時点でもう1回上げてもらったほうがいいのかなと思います。

今の契約期間が3月までまだありますので、4月からの更新となるので。それで、それに関して一つ市長にお伝えしてほしい意見が、今回の社長解任の件、一部の取締役から異議が出ていると。それを相談している弁護士等々の名前を表に出して、書類、内容証明ですか、書類で提出してくれというふうに相手側に要求しているらしいんですが、本来、仕掛けた側がまず自分たちは間違っていないと、これはしっかりと成立していますということを先に示すのが筋だと思いますので、市長側が、顧問弁護士になるんでしょうか、その名前を出してこの取締役会の決議は正式に決定される内容ですというものを証明していただきたいと思います。

要は、仕掛けた側が示さないと前に進んでいかないんですね。人を殴っておいて殴られたほうに 悪いことを証明しなさいとやっているようなものですからね、今。なので、殴ったほうが、私は正 式に法律上も問題なく殴りましたということをまず証明すべきだと思いますので、まずその段取り を踏んでいただいて、その件がはっきりしてからこの件はもう1回提案していただいたほうがよい のではないかなと私は思います。 決して物産公社がふさわしくないという話ではありません。今の時点では。

- 〇成田委員長 ほかに。戸田委員。
- ○戸田委員 この申請は舛屋副市長の名前で申請されているんですけれども、今手元に公社の登記簿、 証明書があるんですけれども、これには副市長の名前は記載されていません。

それで、昨日の一般質問もそうなんですけれども、いつ登記になるのかというのも未定ですね。 実際これが有効であるかというのもまだ未定なんですよ。ちょっと法的な部分で申し訳ないんですけれども、要するに役員会で舛屋副市長が代表権を持つ常務に就任されたというんですね。これそのものは、あくまでも役員会であってまだ登記されていないわけです。果たしてこれが有効なのかという部分、私は疑問なんです。ということは、私定款を見ていませんから、定款上どうなっているのか、定款で、例えば常務、いわゆる代表取締役を2名置くことができるということであれば、これは定款に変更はないわけですけれども、そういう記載がなければこれは役員会で決められる問題ではない。これが一つあるんですね。ですから、その部分も示されていませんし、その関係であくまで我々が判断するのは現時点での登記簿なんですよ。この中で舛屋さんの名前が出てきていない中で、何で舛屋さんが出てくること自体が、これは私は正直言って適切な申請にはならないと思っています。こういうこと自体おかしいですよ。本来であれば、畠山社長が登記されていますから、畠山社長が出るはずなんです、これは、そういうことだけ申し上げておきますので、私はこの申請については、正直言って申し訳ないんですけれども、決して適切ではないと思っています。以上です。

〇成田委員長 金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 今の件についてですけれども、9月20日で代表取締役の取締 役解任が一旦は決議され、株主総会が終了後に開催された取締役会においても、解任されたことを 前提としてこの後どうするかといったことが話されました。

そして、翌月 10 月 17 日の取締役会において、舛屋副市長が代表権を持つ常務に就任して、業務を執行していると、そういう状況にありまして、11 月にも取締役会を開催しましたが、舛屋常務が議長となり進行しております。こういったことからも、業務の執行権を舛屋常務が持って進めている状況ですので、問題ないということで我々としては書類を受理してこういった提案をさせていただいていると。

逆にその間、解任の9月20日以降、畠山社長におかれましてはこうした公社の業務には関わっておりませんし、取締役会にも出席していないと。取締役会において今後どうするか、疑義を解消できるのかといったところを協議しているところですので、これについては、我々としてはその公

社側の判断を待っていると、そういう状況であります。

- 〇成田委員長 戸田委員。
- ○戸田委員 我々が判断するのは、それは行政側としてはそういう判断ということでおっしゃっているわけですけれども、我々は正直言ってそれをうのみにするわけにはいかないんですよ。当然そうでしょう。何でもそうでしょう。契約もそうでしょう。言っていることは分かるでしょう。まして行政ですから、やはりこういう形できちんと証明を見せてもらいたいんですよ。有効であれば。

仮に、舛屋副市長が登記されなかった場合、常務として、その場合はどうなりますか。こういう 形で申請を上げて。大変な問題になりますよ。ですから、こういうものはきちんと登記された中で、 そういうものに基づいて我々も判断するわけです。そういう今のご答弁、私は適切ではないと思っ ています。行政として。そうでしょう、だって今の9月20日の解任がまだはっきりしていないわ けでしょう。これは仮に9月20日の解任が無効だった場合、大変な問題になるんじゃないですか、 この件も含めて。そういうことでしょう。そういう形で答弁されるというのは私は問題だと思いま すよ、これは。考えてください。今のは撤回すべきです、これは。

- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 私としては、現状を説明させていただいたというつもりでございます。戸田委員がおっしゃるとおり、この後取締役会で、いわゆる取締役解任が無効であるというふうな判断をされる可能性は十分にあると思っております。

また、そうなった場合に、代表取締役2名について、公社として現状の体制をどう見直すのかと いった問題も発生してくるというふうに思っております。

- 〇成田委員長 戸田委員。
- ○戸田委員 分かりました。私もそのとおりだと思います。それで、その辺がまだ未定です。はっきりしていません。常務の就任も。その名前で出てくる自体が、これは適切ではありませんよ。正直言って。ですからこれについて私は、本来であれば今の現時点であれば畠山社長の名前で出てくるべきです。これはちょっと私は、この点については承認できません。
- 〇成田委員長 黒澤部長。
- ○黒澤産業部長 我々はこう考えて申請を受け入れたということですし、委員や議会のご判断という ことで我々は受け止めたいと思いますので、お願いします。
- 〇成田委員長 栗山委員。
- ○栗山委員 もう1点。先ほどの件に加えた話ですが、やはり最初の解任劇が成立するというふうなお答えを、顧問弁護士でしょうか、誰になるか分かりませんが、そこで正式に準備するとすれば、

その前の聴取とか調査があると思います。弁護士……誰になるか分かりませんが。その場合、やはりその当日の議事録、そして部長でも第三者でもその場に参加された方も一緒に参加した形で内容を説明した上で判断していただきたいと。

市長の口頭の説明だけでやり取りした答えであれば、それは私としては認めるわけにはいきませんので、あくまでもしっかりと当日の議事録、そして、第三者でなくてもいいです、その場にいた人間を通しての法律の専門家による聴取によって判断したものを提示していただきたいということです。現状では相手にだけ求めていますから、まずは自分たちが示すべきだと思いますので、そちらのほうも伝えていただきたいのでお願いいたします。

○成田委員長 まず委員のほうから要望の形で出ましたので、それはそれで受け止めていただきたい と思います。

それでは質疑について、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第86号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 私は継続審査でお願いしたいと思います。
- 〇成田委員長 そのほかは。栗山委員。
- ○栗山委員 これは取り下げというのは可能なのでしょうか。現段階では異議ありという形なんですが、決して会社として認めないというわけではなくて。継続ということも可能なのでしょうか。この後本会議にかかりますよね。
- ○成田委員長 それはそれで継続として結果を報告すればいいだけだから。(「継続として委員長が報告できるんですか。それであれば……」「3月31日までまだあるから、それまでの間は……」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

○成田委員長 再開いたします。

それでは、議案第86号について継続審査という意見が出ました。

この継続審査についてお諮りいたします。

議案第86号について、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○成田委員長 挙手多数であります。よって、議案第86号につきましては、継続審査すべきものと 決します。

次に、議案第87号「指定管理者の指定について(湯の駅おおゆ)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第87号「指定管理者の指定について」。

指定管理の対象施設の名称は、湯の駅おおゆ。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社恋する鹿角カンパニー。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためです。

指定候補者の選定に当たりましては、鹿角市施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、公募を行ったところ 1 者から応募があり、指定候補者選定委員会における審査 を経て、ご提案するものであります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、38、39 ページに記載のとおりであります。

以上で議案第87号の説明を終わります。

- ○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。浅石委員。
- **○浅石委員** 非常にシンプルな質問なんですけれども、同じような施設で指定期間が3年と5年に分かれるのは何か理由があるわけですか。
- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 この湯の駅おおゆですけれども、売上げ的には飲食部門と産直部門、それと売店部門がありますけれども、そのうち飲食、産直、これらの売上げがどちらかというと弱く、これから高い収益とするにはまだ課題を持っていることを踏まえまして、公募するに当たり、5年とするよりも3年としたほうが、事業者にとって事業計画の作成などの面で応募しやすいものと考えたものです。
- 〇成田委員長 浅石委員。

- ○浅石委員 いや、今の説明でいくと、では何であんとらあがこれくらい赤字を出していて5年なのかという問題が出てくると思うんだけれども、売上げがどうのこうので追っかけるのであれば、あんとらあはもっとひどいじゃないかというのに、片や5年、片や3年というのは私、何か矛盾があるような気がするんですけれども。
- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 あんとらあは平成 6 年以降、公社により継続的に運営されていた施設であるのに対して、湯の駅おおゆにつきましては、施設もまだ新しいことですので、経営をある程度の基盤に乗せるためには、やはり今回も3年として公募をして、次回以降、さらに経営効率が上がってきたタイミングをもって5年としたほうがいいと判断をしたものであります。
- ○成田委員長 よろしいですか。浅石委員。
- ○浅石委員 そういう説明なのであれば、あんとらあも3年にすべきではないんですか。もう現実に 赤字を出している会社なんですよ。それが、古いからどうのこうので5年にしておいて、こっちは 新しい施設だから様子を見るために3年というのは、何か指定管理の期間にちゃんとした明確な答 えをもらっていないような気がするんですよ。
- 〇成田委員長 黒澤部長。
- ○黒澤産業部長 かづの物産公社は、あんとらあを運営するための株式会社として設立されたもので、これまでずっと随契で契約してまいりました。言っていることが矛盾するんですけれども、これまでの実績もございますし、赤字だというふうなご指摘もあるんですけれども、これまでのノウハウもあることですし、そのために設立された会社だということで5年間の随意契約ということで、今回も結ばさせていただきたいと思いまして、上程させていただいたところです。
- ○成田委員長 そのほかに。戸田委員。
- **○戸田委員** 決算内容をちょっと聞きたいんですけれども、令和3年度、令和4年度、今分かりますか。できれば売上げと利益だけでも。令和4年度も出ているでしょう。
- ○成田委員長 泉澤副主幹。
- ○泉澤産業活力課副主幹 令和 4 年から令和 5 年の第 5 期のものについてですけれども、こちらの ほうの売上げにつきましては 1 億 6,000 万円ほど。(「令和 3 年度」の声あり) 令和 4 年ですね。利 益につきましては、360 万円ほど…… (「プラスになっているわけだ」の声あり) はい。
- ○成田委員長 4年だけでいいの。5年はまだだろうから。戸田委員。
- ○戸田委員 ではもう一つ。分からなければ直近でもいいです。今の令和4年……
- **○成田委員長** 中間でやったの。やってないでしょう、中間は。(「5 年分は決算を打っていない」の

声あり)中間はないでしょう。戸田委員。

○戸田委員 いいです。分かりました。360万円プラスになっているということですね。それで、指定管理料以外に1,000万円、年間イベント料を出していますよね。それで360万円というのはどうなんでしょう。

私、前もちょっといろいろ開示していただいて、ずっと赤字だったんですね。それで、今また 1,000 万円をイベント料で出してますよね。何とかこれでしのいでくれという感じかもしれません けれども、実際私、何回か道の駅おおゆに行っているんですよ。今あんとらあが道の駅で土産物 100 選に 3 年連続ということで、湯の駅の売店、結構地元のものが少なくて県外のものも多いんです。小豆島のオリーブオイルとか、長崎のソーメンとか、これって市としてどう考えますか。売店 の売上げとか、その辺何かしらアドバイスをしていらっしゃるんですか。お聞かせください。

〇成田委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 大湯の道の駅のほうは、開業当初から地域商社機能も 兼ね備えた道の駅ということで、道の駅は市内に2つあるので、お土産の商品も差別化を図るとい うことをどちらの道の駅にも言ってきた経緯があります。大湯のほうは、長崎ですとか、そちらの ほうに卸していると。そしてまた、そちらの商品をこちらで売るという、商品の交流とか販売ルー トの確立など、そういった方向を目指していることから、どちらの商品も置いているといった状況 になっております。

確かに、販売されている市内のものが少ないということもあろうかとは思いますけれども、同じ商品を置いたとしても、差別化も図れないし、周遊した場合にお土産も違う種類があるということも、観光客にとっては楽しめる要素の一つではないかと、そういう観点から置いているものですので、同じものもありますけれども、違うものも置いているといった状況になっております。

〇成田委員長 戸田委員。

- **○戸田委員** 売店の売上げはどれくらいあるんですか。もし分かるようであれば、地元産品と県外の 内訳も分かれば。今分かればいいんですけれども、分からなければ売上げだけでも教えてください。
- ○成田委員長 分かりますか。(「分からなければいいです」の声あり)資料はありますか。(「ないです」声あり)ないでしょう。黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 地元と市外の違いというものは、ちょっと手元には資料は持ち合わせておりませんので、すみません。

○成田委員長 戸田委員。

○戸田委員 あと質問ではないんですけれども、やっぱりもっと地元のものがどれくらい売れている

のか実態を見て、道の駅と言えどもそれなりに売上げを上げていただいて、やっぱり利益も出して もらいたいですし、その辺の見直しとかアドバイスをしてもらいたいんです。

やっぱり、我々も行くんですけれども、どうしても「どうかな」という疑問を感じますので、ぜ ひ、頑張っていろいろやっていただいて、いろいろ指導していただければと思います。それだけ申 し上げたいと思います。

- ○成田委員長 いずれ、次の委員会あたりに、今日のそういうのが出せるのであれば…… (「意見です」の声あり)教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇成田委員長 そのほか。栗山委員。
- ○栗山委員 1つだけ確認したいところがあります。

浅石議員が一番ベテランなので、湯の駅の経緯も一番ご存じだと思いますが、当時大湯の人たちが「大湯にもつくってくれ」と「自分たちがやるから」と言って、建物が建ち始めたら逃げられたという、そういう経緯の建物でございます。そういった関係でやはり売り場の面積とか、飲食のスペースとかが最初から計画されていなかったのが原因で、そこを救って受けてくれたのがノリットさん、今の恋する鹿角カンパニー、こちらが押しつけた形だということを知らない方はご承知ください。

それで、途中で飲食スペース増床の計画がありましたが、やはり売上げをもっと上げるために、現市長がそれをバツにして、一旦中止になりました。その後、どういった流れになっているのか。例えば、隈 研吾さんの設計で増床だとやはり高くつくからということで、あのあたりは1回計画を潰したわけですが、別計画か何か、進行しているものはあるんでしょうか。1点お聞かせください。

- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 昨年度、増床に関しては金額的な面で断念したと、委員のおっしゃるとおりそのままの形になっておりまして、以後、特に新しい計画はありません。
- 〇成田委員長 栗山委員。
- ○栗山委員 市長からの指示も一切ないということでよろしいでしょうか。
- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 指示は受けておりません。(「はい、了解です」の声あり)
- ○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第87号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決します。 次に、議案第88号「指定管理者の指定について(鹿角八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター)」 を議題といたします。当局の説明を求めます。金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 議案書の40ページをお願いいたします。

議案第88号「指定管理者の指定について」。

指定管理の対象施設の名称は、鹿角市八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター。

指定管理者となる団体の名称は、秋八高原リゾート合同会社。

指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

提案理由は、施設の効率的管理・運営を図るためです。

指定候補者の選定に当たりましては、鹿角市施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、公募を行ったところ1者から応募があり、指定候補者選定委員会における審査 を経て、ご提案するものであります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、41、42 ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

- **○成田委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。浅石委員。
- ○浅石委員 ここの施設は、年間の客数というのはどのくらいあるものですか。
- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 年間利用者数ですけれども、大体 5,000 人程度で推移しているところです。
- ○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。
- ○栗山委員 参考までに聞かせてください。

森林セラピー、中滝からこちらのほうに集約したんですが、最近の利用状況といいますか、数字

じゃなくても、増えているとか減っているとかでいいですので、参考までにお聞かせください。

- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 かづの森林コンダクター連絡協議会と秋八高原リゾート合同会社が連携して森林セラピー事業を運営しているわけですけれども、これまでも月ごとにイベントを実施してきました。新たに今年度から、年間3回ほど実施していたものを、5回程度に増やして、また1回当たりの参加者が30人程度といった状況で推移してきております。

あと、内容につきましても、八幡平のバリエーションに富んだコースを案内するなど、好評を得 ているところであります。

また、旅行エージェントのほうからも、新たに森林セラピーについてガイドしてほしいという依頼を受けて、昨年度及び今年度、1件ずつ案内をしているといった状況であります。

- ○成田委員長 ほかにございませんか。舘花委員。
- ○舘花委員 ちょっとお伺いしたいんですが、目的等の中に「スキー場営業に係わる索道事業」とありますが、索道というのはリフトですか。(「はい」の声あり)分かりました。

それと、昨年だったか一昨年だったか、圧雪車が大変古くなっていて、クラウドファンディングで何とかしのいでやっていたみたいなんですが、その後また年数も結構古い圧雪車を使っているみたいですので、何かほかから流用できるようなものとかがあれば、そちらのほうに回していただくことはできないんでしょうか。

- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監兼観光交流班長 壊れた場合は、花輪スキー場等から借りてきてこれまでも営業してきたところではありますけれども、今年度の八幡平スキー場の圧雪車につきましては、古いことはこちらも承知しているところですけれども、自分たちでできるところまでは整備して運営していくといったことを伺っておりますので、まずはその状況を見ながら、いろいろ相談等にも応じていきたいとは思っているところです。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。まず、スタッフは一生懸命頑張っていろいろメンテナンスとか頑張って おりますので、そういった声も拾っていただきながら、八幡平スキー場のほうも今一番人が入る時 期だと思うんですね。これから雪が里に降ると、花輪スキー場、水晶山スキー場がすごく活況を呈 してくると思うですけれども、鹿角市は「スキーと駅伝のまち」ということを標榜しておりますの で、ひとつそこら辺も気にかけていただければと思います。意見です。
- ○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第88号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第88号は、原案のとおり可決すべきものと決します。
次に、議案第89号「市道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口課長。

○田口都市整備課長 議案書の43ページをお願います。

議案第89号「市道路線の認定について」であります。

提案理由は、道路の新設に伴い、市道路線に認定しようとするものであります。

次のページをお願いします。また、併せて資料の45ページ以降の位置図を参照願います。

認定する路線は3路線であります。

整理番号 2904。路線名、小坂 4 号線。起点及び終点は、花輪字小坂 1 番 3。主要地方道十二所花輪大湯線に接続しており、延長は 63.04 メートル、幅員 6.0 メートルであります。

整理番号 2905。路線名、八正寺 6 号線。起点及び終点は、花輪字八正寺 48 番 2。市道下中島八正寺線と市道八正寺 1 号線に接続しており、延長は 79.85 メートル、幅員 6.0 メートルであります。

整理番号 3806。路線名、南陣場 7 号線。起点及び終点は、十和田毛馬内字南陣場 38 番 1。市道南陣場 2 号線に接続しており、延長は 72.60 メートル、幅員 4.0 メートルであります。

3 路線とも小規模開発による分譲宅地内を通る道路であり、いずれも寄附採納を前提とした市 道認定申請が提出され、関係資料及び現地確認の結果、認定要件を満たしていることから、市道の 認定をするものであります。

以上で説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第89号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第89号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第99号「令和5年度鹿角市一般会計補正予算(第8号)中、歳出5款労働費、6款 農林水産業費、7款1項1目商工総務費、2目商工振興費、2項観光費、8款土木費」を議題といた します。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いします。金澤次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 補正予算書の30ページをお願いいたします。

中段の5款1項1目労働総務費は、本議会に提案しております一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案による、職員の給料及び手当の額の改定などに伴う人件費の調整でございます。

以下、6 款から 8 款までの人件費の補正につきましては同様でありますので、説明を省略いたします。

5款は以上です。

- 〇成田委員長 関本課長。
- ○関本農業振興課長 31 ページをお願いします。

中段の、6 款 1 項 6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0330「農地集積協力金」1,406 万 8,000 円ですが、農地中間管理機構を通じた農地の集約や集積に取り組む地域等に対して、国から協力金が交付となりますが、ほ場整備事業を行う毛馬内北部地区の交付対象面積が確定したことから追加するものです。

- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 32 ページをお願いたします。

6 款 2 項 2 目林業振興費のコード 0201「有害鳥獣被害防止対策事業」の「箱罠製作委託料」48 万 6,000 円は、本市が加入しております全国森林レクリエーション協会の、鳥獣被害対策の活動支援金を活用いたしまして、箱わな 1 基を製作するものであります。

その下の交付金902万7,000円の増額は、今年のツキノワグマの異常発生に要した費用及び今冬の暖冬を見据えまして、猟期に入りましても有害鳥獣による捕獲を実施するため、その必要な経費

を増額するものであります。

6款につきましては以上です。

- 〇成田委員長 金澤次長。
- ○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして、7 款についてご説明いたします。

33ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費、説明欄のコード0210「企業立地促進事業」の「企業立地助成金」613万円は、今年度の支出見込みが、6事業所、3,475万円となったことから、当初予算額対し不足する613万円を追加補正するものです。

続いて、コード 0302「まちなかオフィス管理費」の光熱水費 168 万 6,000 円は、電気料金の高 止まりにより不足が見込まれることから追加するものです。

次のページをお願いいたします。

7款2項2目観光振興費、コード0226「観光アクセス充実対策事業」の「大館能代空港利用促進助成金」225万円は、9月補正でも増額いたしましたが、さらにそれを上回る申請状況となっていることから、今後の利用が見込まれる分を追加補正するものです。

続いて、7款2項3目観光施設費、コード0301「観光施設管理費」の「鹿角観光ふるさと館指定管理料」155万4,000円は、電気料金の高止まりが続いていることから、昨年度と比較して掛かり増しになっている分を指定管理料として追加補正するものです。

7款は以上です。

- 〇成田委員長 田口課長。
- ○田口都市整備課長 続きまして、8款土木費についてご説明いたします。

2項2目道路橋りょう維持費のうち、コード 0110「道路橋りょう維持管理費」でありますが、次のページをお願いします。

舗装の穴埋等の実績数量が想定を上回っており、春先に必要な補修費が不足することから、委託 料 577 万 2,000 円を追加補正するものであります。

2項3目除雪対策費のうち、コード0205「除雪対策事業」でありますが、電気料金改定等の影響により融雪施設の動力費が不足することから、光熱水費1,165万6,000円を追加補正するものです。

また、今年度の除雪計画による単価、時間等の見直しに伴い、除雪委託料 2 億円を追加補正する ものであります。

3項1目河川総務費のうち、コード 0505「河川整備事業」でありますが、花軒田沢川において、 農業施設災害復旧工事と関連して背面盛土の復旧を予定していた護岸ブロックですが、秋の大雨に よる出水により崩壊したことから、整備工事費704万円を追加補正するものであります。 次のページをお願いします。

6項1住宅管理費のうち、0105「住宅管理費」でありますが、新設の毛馬内住宅において、猛吹雪時に軒先に発生する雪庇を除去するための除雪委託料 76万8,000円を追加補正するものであります。

以上で説明を終わります。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、5款労働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○成田委員長 ないようですので、次に、6款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。舘花委員。
- ○舘花委員 32 ページ、6 款 2 項 2 目林業振興費、こちら有害鳥獣被害防止対策ということで、48 万 6,000 円で箱わな 1 基となっておりますけれども、これは前に私が聞いたときには、1 基製作するのに 30 万円ちょっとと聞いているんですが、何でこれ 48 万円もかかるんですか。
- 〇成田委員長 関主幹。
- ○関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 箱わなの製作につきまして、単価が高いのではないかということなんですが、たくさん箱わなをお願いすると材料も大量に仕入れて、それで少しでも安くなると。ただ、今回、ご支援をいただいて作らせていただくということで、100%補助をいただくんですけれども、1 基だけということで、それでどうしても単価が上がってしまっているということです。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。昨日、一昨日と一般質問で熊対策についてすごい質問がございました。 その中で、ちょっと伺いたいのが、現在、猟友会の会員数は幾らでしょうか。支部が今4支部あ るかと思うんですが、その支部ごとの人数を教えてください。

時間がかかるようであれば結構です。

- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 支部ごとの数字の集計にちょっと時間がかかりますので。全体で67名おります。支部ごとはもう少しお時間をください。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○館花委員 それで、新人というか、新たに入ったここ 1、2 年の数字が分かりましたら、それも調

べてください。

あと1つ、昨日、ちょっと私の質問で大変失礼しましたけれども、最後の質問、熊の食肉加工所の件で、あえて私、北方課長にはもう1回質問させていただきますのでということを言っておりましたので、またあえて聞くんですが、鹿角市では、市長の昨日の答弁では、県北部の市長さんとはそういう連絡もしていないと。農林課の担当単位でもそういったやり取りはないんですか。

- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 この食肉加工に関わる記事、報道というのは、県知事が県の猟友会からそういった要望を受けて設置するという発言が発端となっておりますが、現時点で県の本課のほうでは、そういったことを進めるという指示が下りてきていないということでありますので、各市町村との協議というものも、本来であれば県が主体となって行われていくべきだとは思っておりますが、まだ本課のほうではそういった指示もないので動けていないというのが実情でございます。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。となると、知事が苦し紛れにああいった発言をしたのかなという感じですかね。いずれ、私いろんなところで、保健所だとか、私もちょっと歩いたところによりますと、保健所には鹿角市さんも来ないと。ほかの市のほうからは問合せはあったよと、そういった話も伺っているんですが、やる気があるところであれば、手挙げするというところまではいかないにしても、保健所でどういったものでやれるのかとかというそういった話も聞いているんですけれども、鹿角市ではそういうことはやらないんですか。
- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 まず先ほどの前段の知事の発言ですが、今後も県や国の動向を見守っていくということですので、今後どういった指示が下りてくるのかというのは、今後注視していきたいと考えております。

あと、市としてどうするかですが、これも一般質問で答弁したとおりであります。市が主体となってそういった加工肉を販売する施設は、安定的な生産が見込めないために行うことは現在のところ考えていないです。

- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。湯瀬誠喜さんの答弁に対しては、猟友会からそういう要望がなかったという話も答弁の中にあったと思うんですが、私のところには猟友会の会員からもそういった声を聞いているんですよ。ぜひやっていただけないかということで、私のところには来ています。

それと、今、解体して流通するまでが大変だということをおっしゃっておりますけれども、これ

はやる気なんですよね。大仙の協和ジビエ工房というところに私の知り合いがおります。そこにも何回か行って話を聞いているところなんですけれども、やる気があるかないかですよと。流通ができないんだったら、鹿角市内の飲食店で、どこかでジビエに興味があるところをつくって、そこに食肉を卸すとか、それだけだったら少ししかないので、協和町さんのジビエ工房さんは、岩手県の猟友会、青森県の猟友会、そういったところとの熊肉のやり取り、熊だけでなく鹿、あとイノシシ、それもジビエ工房さんでは解体しています。

その販売先としまして、熊カレー、鹿肉カレー、それは北秋田の道の駅、マタギの里だとか方々、 青森県にも出しているそうです。料理店においては、一番遠いところ滋賀県、そういったところま での、やっぱり人脈を通じてなんでしょうけれども、そういったパイプを使って、いろいろな人脈 を使ってそういったところに卸す算段をしていると。ただ、やる気ですよと。やる気があるかない かということを私はっきり言われました。

これについて、鹿角市では今どういうふうにこれから考えていくのか教えてください。

〇成田委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 猟友会の一部でそういったことをやりたいとおっしゃっている方は存じております。私どもが言っているのは、あくまで猟友会さんの総意としてはそういった要望はまだ受けていないというふうに考えております。

市でやる場合には、そういった猟友会さん等に指定管理をしていかなければならないと考えております。ただ、市が先に立っていって、後で猟友会さんのほうの総意として、やっぱり我々はもうできないというふうになるのが、我々は一番困るというところもありますので、まずは猟友会さんのほうがそういった施設がほしい、やりたいというのであれば、市で整備をするのではなくて、猟友会さんに対して支援を行っていくことは考えております。

あと、今後の動向ですけれども、現在は熊だけですけれども、これも一般質問でも答弁いたしま したが、今後イノシシや鹿、その捕獲頭数によって、今後は考えていかなければならないところも あるとは考えております。

〇成田委員長 舘花委員。

○舘花委員 ぜひ、そのように努めてください。

あともう1つ聞きたいのが、今、猟友会で出動すると、1回につき 2,500 円くらいと伺っております。あと、熊の檻の設置。熊を解体すれば、大きい個体については1万円、小さい小動物に関しては1,000 円、こういった話があるんですが、これは猟友会の会員の中で、それは上手く分配はできているのか。そこを教えていただきたいのと、新人の会員さん、何かやはり今のこの制度という

か、お金をほとんどもらっていないというような話を聞いているので、いざ駆除に行くときには、 会社を休んでまで行かないといけないと。それだったら会社のほうがまだいいよねと。会社を休む とやはり穴をあけてしまうし、給料も減っていく。そういったことも言われているんですね。

そういった支援の在り方というか、猟友会、今支部が4地区ありまして、その中で八幡平には2つ、花輪は3つに分かれている。十和田は1つ、大湯・錦木が1つという、そういうくくりになっているかと思うんですけれども、その若い人たちの会員への報酬ですね、それはしっかりなされているのか、市のほうでは確認は取れていますでしょうか。お願いします。

〇成田委員長 関主幹。

○関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 まず、猟友会のほうに駆除していただいた手数料、手間代、そちらについては、それぞれの支部のほうにお支払いしているという状況です。そしてその支部の中で、それぞれ出てくださった方に分配していると、そういうふうにお金の流れがあるというふうに聞いております。

〇成田委員長 舘花委員。

○舘花委員 分かりました。支部のほうにはしっかりお支払いをしまして、出動した人にはしっかり 払っているという、そういう確認を取っているということですね。(「はい」の声あり)はい、分かりました。

これからもぜひ魅力のある、会員もただで行くわけではないんですから、一生懸命頑張って、命 を張って行っているわけですから、そこら辺のケアもよろしくお願いします。

〇成田委員長 関主幹。

○**関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長** 先ほど質問のありました、猟友会の人数なんですけれ ども、令和5年度の4月1日現在ということで、各支部の人数を報告いたします。

八幡平が19人、花輪が26人、十和田が7人、それから大湯が15人となっております。それから新規に加入された方は12人となっております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○成田委員長 ないようですので、次に、7款1項1目商工総務費、2目商工振興費、2項観光費の、 当常任委員会所管の7款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。
- ○戸田委員 観光振興費の一番上、観光アクセス充実対策事業、大館能代なんですけれども、これの 今までの利用件数と助成金は 5,000 円だったか 1 万円だったか、その辺お聞かせください。

- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 助成金は 1 回片道につき 5,000 円の助成となっておりまして、利用件数ですけれども、現在も推移しているところですけれども、昨日までに 329 件の申請をいただいているところです。
- 〇成田委員長 湯瀬副委員長。
- ○湯瀬副委員長 私もそれに関連してなんですが、これだけ利用数が増えているわけですけれども、 空港から鹿角市までのアクセスというのは、今どのような状況なんでしょうか。バスの直通がある とか、その利用頻度とか、そういうのは分かりますか。
- 〇成田委員長 黒澤政策監。
- ○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 空港からのアクセスですけれども、予約型のタクシーなど、そういったもので鹿角まで来ている状況です。あと、ホテル鹿角にそういったタクシーを利用して多くの観光客の方に訪れていただいているといった状況ですけれども、特別に何かバスの便があるなどといった状況ではございません。
- ○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、次に、8款土木費について、質疑・ご意見等がございましたら発 言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。 次に、本議案について討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第99号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決する にご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第99号中、当常任委員会所管の補正予算については、 原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 103 号「令和 5 年度上水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。大森次長。

○大森建設部次長 兼 上下水道課長 補正予算書の87ページをお開き願いします。

議案第103号「令和5年度鹿角市上水道事業会計補正予算(第1号)」であります。

第1条、令和5年度鹿角市上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第2条は、業務の予定量の補正で、主要な建設改良事業の配水施設整備の予定額を9,487万9,000 円に改めます。

第3条は、収益的支出の補正で、支出の1款1項営業費用を417万5,000円減額し、水道事業費用を6億6,389万2,000円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的支出の補正で、支出の1款1項建設改良費を18万9,000円増額し、資本的支出を4億1,779万9,000円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第4条の括弧書きを条文のとおり改めます。

第5条は、債務負担行為の補正で、令和6年度に予定している検定有効期間の満了を迎える量水 器の交換修繕を年度初めから円滑に着手できるよう、入札執行から契約締結まで十分な期間を確保 するため債務負担行為を追加するものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でありますが、3条及び 4条をご説明いたしましたとおり、人件費に変動が生じたことに合わせて補正するものであります。 次のページをお願いいたします。

第7条は、たな卸し購入限度額の補正でありますが、第5条の債務負担行為の補正に関連し、今年度の検満メーターの購入限度額を4,400万円に改めるものであります。

令和5年12月1日提出。鹿角市長。

100ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費から同じく 4 目総係費の人件費の調整は、4 月の定期人事異動並びに県人事委員会勧告に伴う人件費の調整です。

次のページの資本的支出の1款1項3目配水施設整備費の給料から法定福利費に関しましても、 県人事委員会勧告に伴う人件費の調整です。

以上で議案第103号の説明を終わります

- ○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。栗山委員。
- ○栗山委員 参考までにお願いします。88 ページの先ほど説明のあった量水器の交換、予定されている数をお知らせください。
- 〇成田委員長 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 令和 6 年度の量水器の検満交換の個数としては、1,628 個を予定しております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第103号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決します。 次に、議案第104号「令和5年度下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。大森次長。
- ○大森建設部次長 兼 上下水道課長 103 ページをお開き願います。

議案第104号「令和5年度鹿角市下水道事業会計補正予算(第1号)」であります。

第1条、令和5年度鹿角市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入は、1款1項営業収益の予定額を1,160万1,000 円減額、同じく2項営業外収益の予定額を585万5,000円増額し、下水道事業収益を8億8,072 万3,000円に改めます。

支出は、1款1項営業費用の予定額を574万6,000円減額し、下水道事業費用を8億8,072万3,000円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は、1款1項補助金を633万8,000円増額、第2項企業債を350万円減額、第3項負担金及び分担金は112万4,000円増額し、資本的収入を5億1,314万2,000円に改めます。

支出は、1 款 1 項建設改良費を 18 万 9,000 円増額、第 3 項企業債償還金を 377 万 5,000 円増額 し、資本的支出を 7 億 5,690 万 2,000 円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第 4 条に 定めた括弧書きを条文のとおり改めます。

次のページをお願いいたします。

第4条は、企業債の補正で、今年度の借入可能額の確定に伴う補正であり、350万円減額し1億 5,290万円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第5条は、議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、収益的支出及び資本的支出 の人件費において、555万7,000円の減額が生じたことから、2,289万2,000円に改めるものです。

第6条は、他会計からの補助金の補正で、一般会計から補助を受ける金額6億357万2,000円を、 6億1,576万5,000円に改めます。

令和5年12月1日提出。鹿角市長。

118ページをお願いします。

収益的収入ですが、1 款 1 項 2 目他会計負担金の雨水処理維持管理負担金 1,160 万 1,000 円の減額は、算定に当たり違算がございましたので、本来計上すべき 2 項 2 目の他会計補助金へ繰替えするものであります。

次に、同じく2項2目他会計補助金585万5,000円の増額は、1項2目の他会計負担金からの雨水処理維持管理負担金の繰替え分と収益的支出の総額に合わせて一般会計からの補助金を調整したものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、収益的支出ですが、1 款 1 項 6 目総係費は 4 月の人事異動による職員 1 名の減に係る人件 費の調整などです。

次のページをお願いいたします。

資本的収入ですが、1 款 1 項 2 目他会計補助金 633 万 8,000 円の増額は、資本的支出の総額の増 に合わせて一般会計からの補助金を調整したものであります。

次に、2項1目企業債の資本費平準化債の350万円の減額は、今年度借入額の確定に伴う減額であります。

次に、3項2目事業費負担金等の112万4,000円の増額は、受益者負担金及び受益者分担金の額の確定に伴う増額であります。

次のページをお願いいたします。

次に、資本的支出 1 款 1 項 4 目建設総係費の 18 万 9,000 円の増額は、県人事委員会の勧告に基づく人件費の調整であります。

次に、3項1目企業債償還金の377万5,000円の増額は、令和3年度に借入れした企業債の一部に繰上償還する必要が生じたための増額であります。

以上で説明を終わります。

- ○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。浅石委員。
- ○浅石委員 基本的な質問で大変申し訳ないんですけれども、上水の水道料金はメーターを見て使用量を判断されていると思うんですけれども、下水はどういう形で請求されているのか教えてください。
- 〇成田委員長 美濃山副主幹。
- ○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 公共下水道の下水道使用量につきましては、水道使用量がそのまま下水道使用量になります。ただ、一部地下水を使っている方がおりますので、その方につきましては、個人の負担で地下水メーターを使うか、あとは認定ということで、地下水のみであれば1人当たり月10立米ということで料金の算定をしております。

また、農業集落排水につきましては、人数割になっておりますので、基本料金にプラスしてあと は人数に応じた単価を掛けまして、それの合算で使用料を算定しております。

以上です。

○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第104号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決します。 次に、議案第105号「鹿角市有害鳥獣被害防止対策基金条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。北方課長。

○北方農地林務課長 追加議案書の3ページをお願いいたします。

議案第105号「鹿角市有害鳥獣被害防止対策基金条例の制定について」。

鹿角市有害鳥獣被害防止対策基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月14日提出。鹿角市長。

提案理由でありますが、この度、匿名の方から本市に対しまして、鳥獣被害防止対策に役立てて ほしいとの意向により 5,000 万円の指定寄附が寄せられたことから、当基金条例を制定するもので あります。

次のページをお願いいたします。

条例(案)であります。

第1条は、有害鳥獣被害防止対策に係る事業に要する経費に充てるため、当基金を設置すること。

第3条は、基金に属する現金は、確実かつ有利な方法により保管すること。

第2条は、基金に積み立てる額は、一般会計予算で定めること。

第4条は、運用収益は、基金に繰り入れること。

第5条は、第1条に規定する経費に充てる場合に、処分することができること。

第6条は、繰替運用について、これを可能とすること。

第7条では、委任事項について、それぞれ定めております。

また、附則として、当条例は公布の目から施行するものとしております。

説明は以上であります。

- ○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございました ら発言願います。浅石委員。
- ○浅石委員 大変貴重なお金を寄附してくれる人がいたということで、ありがたいことですが、このお金は具体的にどういうふうに今後使っていく予定ですか。
- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 単純にこの有害鳥獣被害防止対策事業の一般財源に全額を充てるということではなく、例えば総合計画、あるいは今回一般質問等で寄せられた誘因物、例えば柿の木、栗の木、それらの処分を現在来年度で実施できるかどうか検討することとしておりますが、そういった目的を持ったものに活用していきたいと考えております。
- 〇成田委員長 浅石委員。
- ○浅石委員 そうすると、箱わなを作ってもいいとか、そういうものにも充ててもいいということですか。
- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 箱わなについても、こちらの財源充当は考えていきたいと思っておりますが、 ただ、箱わなは作ればいいというものではなくて、やはり運ぶ人がいなければなりませんので、そ の辺は、今実施隊を支援する推進員ということで各自治会にお願いしておりますが、そちらのほう

の活動も広げながら、箱わなの数も勘案してまいりたいと考えております。

- ○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。
- ○栗山委員 寄附された方の、もう少し細かい要望などはあったんでしょうか。単純に鳥獣被害のほうに充ててくださいというだけの要望だったのか、例えば熊が多いから特に熊対策にとか、そういった何かもう少し細かい要望はありましたでしょうか。
- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 特段細かい要望はなく、極めて簡潔に、「熊を含む有害鳥獣対策に活用してください」と、それのみでした。
- ○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第105号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決します。 次に、議案第107号「令和5年度鹿角市一般会計補正予算(第9号)中、歳出6款農林水産業費、 8款土木費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けて まいりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。北方課長。

○北方農地林務課長 予算書の13ページをお願いいたします。

下から2つ目の6款2項2目林業振興費のコード0202「有害鳥獣被害防止対策基金積立金」の5,000万円でありますが、先にご説明申し上げました指定寄付金を当基金に積み立てるものであります。

6款は以上であります。

- 〇成田委員長 田口課長。
- ○田口都市整備課長 続きまして、8款土木費についてご説明いたします。

1番下の2項2目道路橋りょう維持費のうち、コード0210「道路舗装長寿命化対策事業」であり

ますが、今年度の国の補正予算を活用し、来年度の市道幹線舗装補修計画を前倒しして実施するすることから、工事費 1,001 万円を追加補正するものです。

説明は以上です。

○成田委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、6款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○成田委員長 ないようですので、次に、8款土木費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。舘花委員。
- ○舘花委員 長寿命化ということで、1,001 万円ですね。こちら道路の補修ということですが、もう 補修する箇所は決まっているんでしょうか。
- 〇成田委員長 目時主幹。
- ○**目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長** 工事をする箇所ですが、十和田山根地区、旧山根分校の 辺りの花輪小坂線という路線がありますが、そちらのほうで舗装・補修を 80 メートルほど行う予 定としております。

以上です。

- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○館花委員 それで 1,001 万円かかるということですね。

それと、今、道路維持に関しましては、業者さんが結構見回り、パトロールをしながら吸い上げているかと思うんですが、そういった声は100%吸い上げられているんでしょうか。いろいろと足りない、「ここもやってくれ」とかという箇所や要望もあるかと思うんですが、そういった箇所というのはあるのでしょうか。

- 〇成田委員長 目時主幹。
- ○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 舗装・補修の要望ですが、自治会のほうからも自治会の 声としていただいておりまして、すぐにそちらのほうも確認して自治会長さんにお知らせする場合 もございますし、あとはこちらのほうの道路パトロールで計画的にやっている場合もございますの で、そういった道路補修は、今後とも大分悪くなるところもありますので、計画的な形でやってい ければと考えております。
- 〇成田委員長 舘花委員。
- ○舘花委員 分かりました。これから降雪期になって、除雪車が走りますと、また道路も荒れてくる。 こういったことも含めて、自治会なりパトロールでそういう悪路が露見した場合には、速やかに補

修していただくよう努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第107号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決する にご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、議案第 107 号中、当常任委員会所管の補正予算については、 原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、5 陳情第 14 号「あきたこまちRについての陳情」について、審査いたします。 委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。舘花委員。

- ○舘花委員 こちらのあきたこまちR、私も秋田魁新報のほうにアンケートということで、これはぜ ひやっていただきたいなということを回答しております。なぜかと言いますと、やはりこれからあ きたこまちも海外へ進出していく、輸出する場合におきましては、カドミウムだとか、いろいろな 基準の面で海外のほうではすごい厳しくなっております。それに向けても一つ重要な局面に来てい るのかなと思いますので、私としては不採択とすべきと考えます。
- 〇成田委員長 副委員長。
- ○湯瀬副委員長 私の意見ですけれども、私、前回の一般質問でもあきたこまちRについて質問した わけですけれども、まだまだ長期的な問題とか、いきなり全数切替えで元々のあきたこまちが作ら れなくなるとか、全数切替えをするのは早いのではないかという思いもありますので、それによっ て風評被害、こういう意見もありますので、いろいろ懸念してこの延期には賛成します。
- 〇成田委員長 栗山委員。
- ○栗山委員 ちょっと休憩していただいてよろしいでしょうか。
- ○成田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

____ O ___

〇成田委員長 再開します。

それでは栗山委員のご意見を伺います。

- ○栗山委員 危険性というのは私も感じませんが、一斉に切り替えたときに、何かトラブルがあった場合、秋田県全滅という恐ろしさを裏に秘めていると思いますので、もう少し検討したいと個人的には思いますので、継続して審査させていただければ思います。
- 〇成田委員長 戸田委員。
- ○戸田委員 私も、その秋田魁新報のアンケートには賛成として投稿していますし、この陳情については不採択とすべきとの意見です。
- ○成田委員長 意見が出そろいましたので、最初に継続審査についてお諮りいたします。
 本陳情を継続審査とすべきとする委員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○成田委員長 挙手少数であります。よって、継続審査については否決されました。

次に、本陳情を採択すべきとする委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○成田委員長 挙手少数であります。よって、採択すべきものと決することについては否決されました。

次に、本陳情を不採択とすべきとする委員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○成田委員長 よって、本陳情につきましては、不採択すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

〇成田委員長 次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。浅石委員。

- ○浅石委員 まだ出していないのかもしれないけれども、今年の夏の猛暑と熊の被害による農産物の被害額の総額というのは出ているものですか。
- 〇成田委員長 関主幹。
- ○**関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長** 熊の関係の被害額ということで報告いたします。 熊の関係の被害額は 679 万 2,000 円となっております。
- **○成田委員長** 浅石委員。
- ○浅石委員 どうやって算定したんですか。

- 〇成田委員長 関主幹。
- ○**関農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長** 農業関係の所得の作物ごとに単価表というものがありまして、そちらに基づいて被害面積とその単価によって算出しております。
- 〇成田委員長 浅石委員。
- ○浅石委員 何で聞いているかというと、鹿角のソバ、六百何十町歩だと思うんだけれども、ほとんどのソバが被害を受けているんですよ。それで、私たちの法人でも76町歩、ある法人では去年三十何トン取れたのが、今年は10トン。それを計算しても600万円では止まらないんですよ。だからどういう計算をしたら……もっと1,000万円を超えるような額になるのではないかと私は思うんですけれども。
- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 熊の被害額でありますが、今年は秋ソバに関しては、確かに天候不順で刈遅れ もあり、ソバの刈取りがかなり遅くなったというふうに私は見ております。その中で、登熟したソ バが既に落ちてしまっていたりとか、そういった例もありますので、例えば1反歩のところに熊が 入って被害があったから1反歩という算出の方法はしていないです。

我々から申し上げたいのは、秋ソバでそういうふうな状況になるのであれば、夏ソバに切り替えていただいたり、あとは計画的な作付をしていただいて、きちんと刈取りまで行っていただきたいというのが私たちの強い思いでありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

- 〇成田委員長 石木田主幹。
- ○石木田農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 酷暑ということで、異常気象によります農作物の影響ということでご質問がありましたので、今時点で分かっている範囲でお答えしたいと思います。

行政報告でもお伝えしたところではありますけれども、水稲につきましては酷暑の影響ということで胴割れであったり、あとはカメムシによる斑点米が多かったということで、11 月末現在ですと一等米比率については、鹿角管内では 85%ほどということで集荷業者さんのほうから報告を受けておりまして、県内の平均から比べると大分鹿角のほうは助かったなというところは正直なところでございます。

あと、大豆についてはちょっと刈取りのほうがまだ終わっていないところもありますけれども、 平年を下回るような見通しだというところです。

ソバについては、先ほどおっしゃったとおり、高温により実がつかなかったことと、熊被害が大きかったということで平年を大きく下回る見通しだと。

野菜につきましては、キュウリは逆に集荷量が多かったという好影響ではありましたけれども、 トマトについては逆に悪い影響を受けたということで減収です。あと、ネギ、枝豆についても同様 な理由でございます。

果樹のリンゴにつきましては、熊による食害被害もありますので、あとはやはり酷暑による日焼けが多かったということで、農協さんのほうから聞いた話ですと、収穫量も半分くらいになるのかなということでの話を伺っております。

以上です。

- ○成田委員長 ほかにございませんか。栗山委員。
- ○栗山委員 ちょっと情報提供をお願いしたいのですが、先ほど熊対策で柿の木の刈取りとかに補助金どうのこうのとあったんですけれども、例えば個人の家の庭の栗の木を切るとか、そういったものに対して、現状何か補助があるのか、もしくはこれからもしかすればつきそうな動きがあるのか、そういった情報がありましたらお願いします。
- 〇成田委員長 北方課長。
- ○北方農地林務課長 現状では、やはり土地の所有者と管理者が自らそれを処分するというのが大原則となっておりますので、今現在は支援はないということで、今後検討してまいりたいと考えております。
- ○成田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてでありますが、私と副委員長 にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「議案第86号 指定管理者の指定について (鹿角観光ふるさと館)」及び「農林業及び観光・商工業の振興について」並びに「都市施設の整備について」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○成田委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉会】

○成田委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。 当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措 置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって産業建設常任委員会を閉会いたします。

なお、18日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時00分 閉会